

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本公告は、インターネットの入札情報サービス(PPI) [<https://www.i-ppi.jp/>]に掲載されています。

令和8年8月4日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長 植田 雅俊

◎調達機関番号 020

◎所在地番号 15

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工 事 名 R8・9能越道 池田川橋下部その1工事 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(3) 工事場所 石川県輪島市山ノ上町地先

(4) 工事内容

橋梁下部

橋台工 1式

深礎工 9本

橋台躯体工 1基

仮設工 1式

(5) 工 期 工事の始期から406日間

(ただし、令和9年2月19日(金)(工事着手期限)までに工事を開始すること。
なお、工事の開始とは工事の始期をいう。)

(6) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式(技術提案評価型S型)の試行工事である。
- 2) 本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者(ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。)以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
- 3) 本工事は、令和6年3月13日付け国土交通本省の事務連絡「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。
※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html>

- 4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の対象工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- 5) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記5 (1)の担当部局に承諾願を提出すること。
- 6) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記5 (1)の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
- 7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- 8) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。
- 9) 本工事は、ICT活用工事（ICT構造物工（橋脚・橋台）、施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。
- 10) 本工事は、BIM/CIM適用工事（発注者指定型）である。
- 11) 本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。
- 12) 本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
- 13) 本工事は、発注者が提示するテーマに即した複数の新技術のうち、受注者が1技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- 14) 本工事は、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる余裕期間（任意着手方式）工事である。
- 15) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

- 16) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- 17) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- 18) 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
- 19) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。
- 20) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
- 21) 本工事は、「令和８年度 能登半島地震の被災地（石川県）で適用する施工パッケージ型積算方式 標準単価表」および「能登半島地震の被災地で適用する土木工事標準歩掛」を用いた積算方式の試行対象工事である。
- 22) 本工事は、労務費見積尊重宣言の取り組みを行う試行工事である。
- 23) 本工事は、契約締結後に「新たな施工技術等の活用とPRに関する工夫」を求める対象工事である。内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

2 競争参加資格

下記(1)に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

(1) 一次審査

次の1)から16)の要件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年８月４日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から「R８・９能越道 池田川橋下部その１工事に係る特定建設工事共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定JV」という。）、次の1)から16)の要件を満たしている者により構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年８月４日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から「R８・９能越道 池田川橋下部その１工事に係る地域維持型建設共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「地域JV」という。）、又は次の1)から16)の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、企業の技術力評価の評価点合計が高い順に１０者を選抜する。（ただし、１０者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ１０者に追加して選抜するかどうかを決定する。

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

- 2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和7・8年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- 3) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和7・8年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。ただし、地域JVのうち代表者以外の構成員にあつては、経営事項評価点数については求めない。
- 4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5) 地域JV（登録申請中含む。）にあつては、構成員について、1者以上は発注工事に対応する建設業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。
- 6) 平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記(a)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、特定JV、経常JVにあつては全ての構成員がこの施工実績を有していること。地域JVにあつては構成員のうち1社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。
- (a) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）10m以上の工事の施工実績を有すること（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）。
- 7) 建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定JV、地域JV及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種JV」という。）にあつては均等割の10分の6以上、経常JVにあつては20%以上のものに限る。また、特定JV、地域JV、異工種JV及び経常JVにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。
- 8) 同一の企業が、単体、特定JV、地域JV及び経常JVのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めない。
- 9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。
- また、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

- (a) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (b) 平成23年度以降に、元請として完成した上記6)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定JV、地域JV及び異工種JVにあつては均等割の10分の6以上、経常JVにあつては20%以上のものに限る。また、特定JV、地域JV、異工種JV及び経常JVにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工経験として認める。）。なお、特定JV、地域JV及び経常JVにあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記6)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

元請として完成した上記6)に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

- (c) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (d) 本工事は、工事契約後、配置予定の主任技術者又は監理技術者を専任指導者として配置することができる試行工事であり、専任指導者として配置する場合は、工事契約後10日以内（土日祝日を除く）に監督職員に申し出なければならない。また、専任指導者として配置することにより、新たに配置することになる主任（監理）技術者は下記①又は②の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定JV、地域JV及び異工種JVにあつては均等割の10分の6以上、経常JVにあつては20%以上のものに限る。また、特定JV、地域JV、異工種JV及び経常JVにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工経験として認める。）。なお、特定JV及び経常JVにあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が下記①又は②に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

① 前記(b)の要件を満たす者。

② 令和3年度以降に、国土交通省の北陸を含む8地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること（配置予定の主任（監理）技術者の代要件）。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の1/2以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点が65点未満のものを除く。

(e) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の場合の監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

- 10) 地域JVにあっては、全ての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとするが、上記9)の施工経験は専任で配置する技術者が有すること。
- 11) 一次審査の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- 12) 上記1(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 13) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- 14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 15) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記5(3)1)の申請書の提出期限日までの期間が1年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定JV、地域JV及び異工種JVにあっては均等割の10分の6以上、経常JVにあっては20%以上のものを対象とする。）。
- 16) 入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記5(2)4)に指定する方法で交付を受けた者であること。

(2) 二次審査

発注者から上記(1)に掲げる競争参加資格があると認められて選抜された者は、下記5(3)2)の期間内に技術提案に係る施工計画を提出すること。

3 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

- | | | |
|---------|------------------------|---------------|
| 1) 施工体制 | (a)品質確保の実効性 | (b)施工体制確保の確実性 |
| 2) 技術提案 | (a)橋台躯体工の品質確保に関する工夫 | |
| | (b)能登地域の復旧復興への配慮に関する工夫 | |
| | (c)配置予定技術者のヒアリング | |
| | ・技術提案の理解度 | |

・施工上配慮すべき事項の適切性

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2) 施工体制評価点及び加算点

上記(1)に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

3) 評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)及び2)により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

(3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(4) 落札者の決定方法

1) 入札参加者は、次の(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする必要がある。

(ア) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 技術提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

2) 上記1)において、評価値が最も高い者が2者以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。

4 実施上の留意事項

(1) 実際の施工に際しては、技術提案採否結果通知書に記載された「技術提案に係る施工計画」以上の施工を行うものとする。

受注者の責めにより、当該「技術提案に係る施工計画」以上の施工が行われない場合は、

以下の取扱いを行う。

- 1) 工事成績評定点の減点措置
- 2) 違約金の徴収
- (2) 施工条件の変更、災害等、受注者の責めに帰さない事由により、当該「技術提案に係る施工計画」に影響を及ぼす場合の取扱いは、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。
- (3) 技術資料についてヒアリングを実施する場合がある。その場合の日時・方法等必要事項は別途通知する。
- (4) 競争参加確認通知及び一次審査結果通知については、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(1)に示す日までに電子入札システムにて通知する。ただし、書面により提出されたものに対しては書面により通知する。
- (5) 二次審査における技術提案に係る施工計画の採否については、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(2)に示す日までに電子入札システムにて通知する。その際、技術提案が適正とされなかった場合はその理由を付して通知する。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館
北陸地方整備局総務部契約課契約係
電話 025-280-8880（代表） 内線2528

(2) 入札説明書等の交付期間

入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記1)のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある。）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記2)に電話又は電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は着信確認を行うこと。

1) アドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

2) 交付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
新潟美咲合同庁舎1号館
電 話 025-280-8880
電子メール keiyaku-koujigyomu@hrr.mlit.go.jp

3) 交付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(3)のとおり。

4) 書面による交付方法：上記3)の期間内に必着で、切手を貼付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記2)へ郵送又は託送すること。CD等に複製したものを折り返し託送する（窓口交付は行わない。）。

(3) 申請書及び資料の作成及び提出方法

申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10MBを超える場合及び発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、原則として次の受付期間内に必着で、受付場所に1部郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メール（添付するファイル容量は10MB以下とする。）により提出するものとする（電子入札運用基準参照。）。なお、電子メールによる場合は、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

1) 一次審査の申請書及び資料の提出

ア) 電子入札システムによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(4)のとおり。

イ) 郵送、託送又は電子メールによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(4)のとおり。

受付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

新潟美咲合同庁舎1号館

電話 025-280-8880（代表） 内線2528

電子メール keiyaku-koujigyomu@hrr.mlit.go.jp

2) 二次審査の申請書及び資料の提出

ア) 電子入札システムによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(5)のとおり。

イ) 郵送、託送又は電子メールによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(5)のとおり。

受付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

新潟美咲合同庁舎1号館

電話 025-280-8880（代表） 内線2528

電子メール keiyaku-koujigyomu@hrr.mlit.go.jp

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

提出期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(6)のとおり。

提出場所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

新潟美咲合同庁舎1号館

北陸地方整備局総務部契約課契約係

電話 025-280-8880（代表） 内線2528

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送、託送又は電送による入札は認めない。入札書提出期限は次のとおりとする。

- 1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(7)のとおり。
- 2) 紙による持参の場合の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(7)のとおり。

提出先は、北陸地方整備局総務部契約課契約係。

開札の日時は、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(8)のとおり。場所は、北陸地方整備局1階入札室にて行う。

(6) 設計業務成果等の閲覧

本工事においては、設計業務成果を閲覧することができる。

なお、閲覧に係わる詳細は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行新潟支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北陸地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 北陸地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行新潟支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北陸地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北陸地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正とされた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (5) 低入札価格調査を受けた者との契約については別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者、監理技術者等の専任性及び

要件違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

- (7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、主任技術者、監理技術者等とは別に主任技術者、監理技術者と同等の要件を満たす技術者を配置すること。

また、工事契約後に専任指導者を配置する場合は当該技術者との兼務も認めない。なお、当該技術者及び監理技術者等と、現場代理人の兼務は認めない。

- (8) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評価が60点未満となった場合は、工事成績評価通知書の通知日から1年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）が発注する工事の入札参加を認めない（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定JV、地域JV及び異工種JVにあつては均等割の10分の6以上、経常JVにあつては20%以上のものを対象とする。）。

- (9) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。なお、工事コスト調査については、内訳及び低入札価格調査資料との整合等を分析した後、発注者において公表する。

- (10) 契約書作成の要否 要。

- (11) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

- (12) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。

- (14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(1)(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記5(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年3月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が地域JV又は経常JVである場合には、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合には、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北陸地方整備局総務部契約課（〒950-8801新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 電話025-280-8880（代表））においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

- (15) 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masatoshi Ueta,

Director-General of the Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure, Transport and Tourism

- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction Work of the R8/R9 Noetsu
Expressway: Construction of Ikedagawa Bridge Substructure, Part 1
- (4) Time-limit for the submission of application forms, relevant documents for the
qualification by electronic bidding system: 13:00 26 Aug. 2026
- (5) Time-limit for the submission of technical proposal by electronic bidding
system: 13:00 28 Oct. 2026
- (6) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:13:00
25 Dec.2026(tenders brought with 13:00 25 Dec.2026)
- (7) Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs
Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism, 1-1-1 Misaki-chou Chuo-ku Niigata-city, Niigata-pref,
Japan 950-8801 TEL025-280-8880 ex.2528

以上

巻末資料「本入札手続に係る期間等」

下記に示す日程については、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

- (1) 競争参加確認通知及び一次審査結果通知
令和8年10月1日（木）まで。
- (2) 二次審査における技術提案に係る施工計画の採否通知
令和8年12月17日（木）まで。
- (3) 入札説明書等の交付期間
令和8年8月4日（火）から令和8年12月24日（木）までの
9時00分から17時00分まで。
- (4) 一次審査の申請書及び資料の提出期間
令和8年8月24日（月）から令和8年8月25日（火）までの
9時00分から17時00分まで及び
令和8年8月26日（水）の9時00分から13時00分まで。
- (5) 二次審査の申請書及び資料の提出
令和8年10月26日（月）から令和8年10月27日（火）までの
9時00分から17時00分まで及び
令和8年10月28日（水）の9時00分から13時00分まで。
- (6) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間
令和8年10月2日（金）から令和8年12月24日（木）までの
9時00分から17時00分及び
令和8年12月25日（金）の9時00分から13時00分まで。
（利付国債の提供の場合は令和8年10月2日（金）まで。）。
- (7) 入札の日時
電子入札システムによる入札の締め切り
令和8年12月25日（金） 13時00分まで。
紙による持参の場合の締め切り
令和8年12月25日（金） 13時00分まで。
- (8) 開札の日時
令和9年1月7日（木） 10時00分